

2021年2月22日

お客様各位

株式会社NTTファシリティーズ

**2021年2月の福島県沖を震源とする地震により被災されたお客様に対する
電気料金等の特別措置について**

2021年2月の福島県沖を震源とする地震により被災されたお客様に、心よりお見舞い申しあげます。

弊社では、この地震により災害救助法が適用された地域とその隣接する地域のお客様からお申し出いただいた場合には、電気料金等について、以下の通り特別措置を実施することといたしました。

1. 適用対象となる地域

災害救助法が適用された地域とその隣接する地域

(具体的な地域名は、本紙【関連情報】東北電力株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社のホームページをご覧ください。)

2. 特別措置の内容

(1) 支払期日の1ヵ月延長

2021年1月分(支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り)、2月分、3月分および4月分の電気料金について、支払期日を各々1ヵ月間延長いたします。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月の電気料金から、6ヵ月間に限り申し受けません。

(3) 工事費負担金の免除

被災日から引き続き全く電気を使用されないで契約を解約され、被災前の契約を超えない内容で2021年8月末日までに新たにお申し込みをいただいた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 基本料金の一部免除

電気設備が一時使用不能となった場合、2021年8月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する基本料金は申し受けません。

(5) 計量器等の取付工事費の免除

災害により引込線、計量器などの取付位置を変更される場合で、2021年8月末日までにお申し込みをいただいたものについては、原則として初回の工事費は申し受けません。

2021年2月22日

3. 特別措置の申し込み方法

適用を希望されるお客様は、次のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

株式会社NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203

FAX 0570-00-4190

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

【関連情報】

■東北電力株式会社

<令和3年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について> (2021年2月17日)

https://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1218981_2558.html

■東京電力エナジーパートナー株式会社

<福島県沖を震源とする地震に伴い被災された地域にお住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について > (2021年2月17日)

<https://www.tepco.co.jp/ep/archive/20210217.html>

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203

FAX 0570-00-4190

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

以上